

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

ねんきん特別便による年金記録の通知を受けて、国民年金の加入期間を確認したところ、平成11年4月から12年3月までの間は保険料免除の申請をしたのに未納となっていた。

申立期間を除く、平成9年3月から15年3月までは私が市役所で免除申請の手続をした。

申立期間の免除申請手続をしたのは市役所ではなく、自宅を訪問して来た年配の女性が申請免除の書類を持参して、「前年、免除申請をしている人に限り、自宅を訪問して申請書に記入してもらっている。」との説明を受け、不審に思ったが、当時、小さい子供を二人抱えて金銭的に余裕が無かったので、申請書に記入押印して提出した。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間の前後の年度の国民年金保険料は申請免除期間となっている。

また、申立人の申立期間以外の国民年金加入期間は、すべて納付済期間又は申請免除期間となっており、厚生年金保険からの切替手続、国民年金第3号被保険者への切替手続も適正に行われていることから、申立人は国民年金制度についての理解が深いことがうかがわれ、申立期間についてだけ免除申請を行わなかったとするのは不自然である。

さらに、免除申請手続をした経緯について申立人に確認したところ、「首から名札を下げたA市の女性職員が、申請免除の書類を持参し、申請

書類に署名押印するように言われた。当時、夫の給料は毎月 20 万円有るか無いかであり、私も子供二人を抱え働けない状態であったので、申請免除の書類を提出した。」と述べており、当時の記憶は鮮明である。

加えて、A市に申請免除の手続について確認したところ、「申立期間当時、市では、申立人が述べているように徴収員が前年度に申請免除となっていた者の自宅を訪問し、引き続き免除申請を行うかどうかについて本人の意向を確認の上、その場で免除申請書に記入してもらい扱いは行っていた。」との回答が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和37年3月22日に、資格喪失日に係る記録を38年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月22日から38年8月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

前職を退職した1週間後の、春分の日翌日に有限会社Aに出勤したことを覚えている。昭和37年3月から38年7月までの期間、有限会社Aで指導員として勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の供述並びに業務内容に関する申立内容から、申立人が申立期間において有限会社Aに指導員として勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録から申立人と同様の業務に従事していた上司及び同僚には厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、有限会社Aは、昭和41年4月

1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立てについての供述を得ることはできなかったが、申立期間当時、総務事務を担当していた者は、「従業員は全員厚生年金保険の資格を取得していた。」と供述している上、上司が供述した申立期間当時の当該事業所の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、有限会社Aの指導員の同期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額が1万6,000円であることから、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得届、報酬月額算定基礎届及び資格喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年3月から38年7月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年12月17日から32年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和29年12月17日に、資格喪失日に係る記録を32年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年5月1日から32年10月1日まで

私は、B市を退職した後、その翌日からA株式会社に勤務している。申立期間について、厚生年金保険に加入しているはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の供述するA株式会社への入社経緯、一緒に勤務した同僚に係る申立人の記憶及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和29年12月17日から32年10月1日までの期間について、A株式会社に勤務していたと推認できる。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚について、当該期間における厚生年金保険の被保険者としての資格記録が存在することが確認できる。

さらに、申立人が記憶している当時の従業員数が、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致することから判断すると、当該期間において、同事業所は、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考

えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ配達業務に従事していた同僚のA株式会社における昭和29年6月の厚生年金保険被保険者名簿から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、A株式会社は昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所の会計担当者も既に亡くなっていることから、厚生年金保険料の控除について確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年12月から32年9月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和28年5月1日から29年12月16日までの期間について、申立人は、B市を退職した翌日、A株式会社に勤務したと申し立てているところ同市が保管する人事記録から、申立人が、同市において、27年12月1日に採用された後、29年12月16日に退職していることが確認できることから、申立人は、同日に同市を退職した後、同月17日からA株式会社に勤務したことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月まで

私には障害があり、昭和 60 年 3 月に学校を中退してから思うように就職できなかった。

当時、市の広報を見た母が心配して、国民年金の加入手続とともに国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間当時は父も母も働いており、私の国民年金保険料が納付できないような経済状態ではなかった。

申立期間が未納となっていることは納得できないので、国民年金保険料の納付を認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 62 年 3 月末ごろに A 市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の母は、国民年金保険料の納付金額を覚えておらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 62 年 3 月末ごろであり、その時点で申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することは可能であったが、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者関係届（申出・申請）書によると、申立期間②の現年度保険料に係る納付書は、62 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月分のみ発行されていることが確認できることを踏まえると、申立人の母が、申立期間②に係る国民年金保険料を納

付したとは考え難い。

さらに、申立期間①の国民年金保険料については、上記払出しの時点において過年度保険料となるが、市の担当者は、「過年度保険料は、市役所では対応できないし、過年度保険料を国民年金被保険者から預かるようなことは無かった。」と述べており、申立人の母も、市の窓口でまとまったお金を支払ったとしているが、当該金額を記憶していないなど、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等について具体的な証言は得られず、そのほかに国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。